

未定稿・嚴重取扱注意

公定価格の対応の方向性について

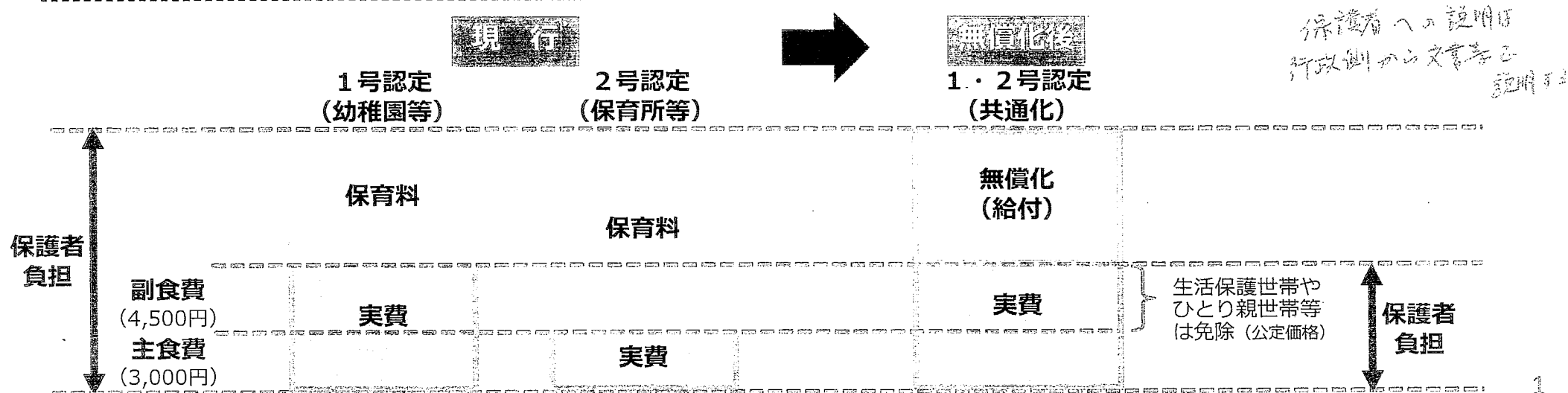
平成30年11月22日

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(1) 食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとしてはどうか。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討すべきではないか。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、保護者に向けて丁寧な周知を行うことが必要ではないか。
- 食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者支援など、食育の充実につなげる方策の検討が必要ではないか。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

(参考) 子ども・子育て会議における主な意見

(全体)

- ・ 公平性・イコールフティングから、負担方法の違いは統一する必要がある。
- ・ 特に同年齢の1・2号認定間の取扱いの違いは保護者の不公平感につながる。
- ・ 負担軽減の対象の整合性も検討すべき。
- ・ 保育料の内訳として保護者が食材料費を負担している認識は少ない。

(自己負担・実費徴収を支持する意見)

- ・ 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でよい。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識がないのは本来望ましいことでなく) 食材料費の負担構造・内訳や食育実践について「見える化」・情報開示を進める必要があり、実費徴収は検討に値する。
- ・ 低所得者の減免をきちんとやる前提であれば、利用者・施設に負担増ではない。
- ・ 食材料費の「見える化」を機に、食に関する保護者への助言や支援の強化を期待する。

(公定価格・保育料を支持する意見)

- ・ 乳幼児の食は教育・保育の一環であり、実費徴収にはなじまない。保育所保育料の応能負担原則に反する。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 実費徴収化すると、無償化の実感が得られにくくなる。
- ・ 実費徴収化した場合の未納の対応について、保育現場で不安の声がたくさん上がっている。

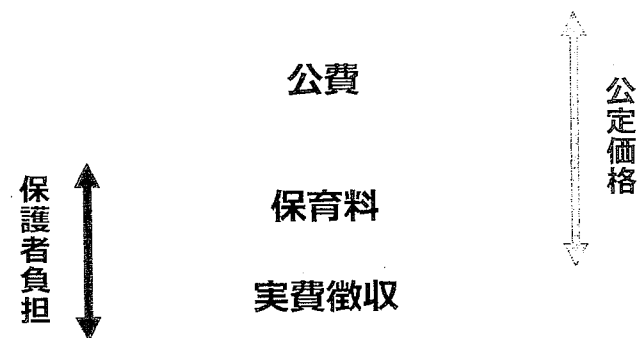
(低所得階層への支援その他)

- ・ 現状、保育料が免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要。
- ・ 低所得階層への手厚い支援が必要。
- ・ (保護者の食材料費負担の認識が少ないので) 保護者の混乱が生じないように国から丁寧な説明が必要。
- ・ 実費の場合、極端に高い・安い実費、家庭からの持参、欠席、アレルギー対応等の扱いをどうするか。アレルギー除去食など特別食も一律の額とすべき。

(参考) 現行制度における食材料費の取扱い (概要)

(1) 保護者の自己負担の方法

- ① **保育料** 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ② **実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意

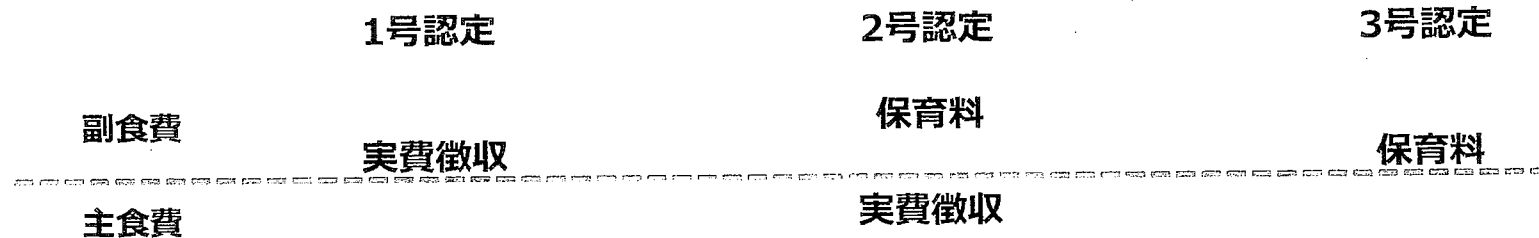


(2) 低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ① **保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ② **実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※ 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※ 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※ 3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

2. その他の課題

(1) 2019年度公定価格の対応の方向性（案）

① 処遇改善の推進

- 2019年4月から1%（月3000円相当）の賃金引上げ。
※「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日 閣議決定）
- 2019年10月からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴う公定価格の引上げ。

② 職員配置の実態に応じた加算化

- 1号認定子ども（幼稚園等）の基本分単価に含む非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえ、実際に配置がある場合の加算とする。

※財政制度等審議会指摘（平成30年10月9日）

③ 子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

- 居宅訪問型保育事業について、利用実態を踏まえ、給付方法の運用の見直しを図る。

④ その他

- 保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る。

(2) 上記以外の事項

来年度実施予定の次回経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しの議論も加味し、2020年度の公定価格における対応を検討。